

## 低入札対策の強化について

名古屋高速道路公社では、かねてから工事等の適正な履行、下請業者へのしわ寄せ防止、安全管理体制の確保などの観点から、低入札の排除に努めてきたところであります。

今回一層の低入札対策の強化を図ることとし、下記のとおり建設工事及び設計・測量・ボーリング・調査・試験等（以下「建設コンサルタント等業務」という。）について調査基準価格等の見直しを行います。

### 1 改正内容

- (1) 建設工事に係る低入札価格制度における「調査基準価格」の算定式について、下記のとおり直接工事費の算入率を 95% から 97% に引き上げます。

(新)

予定価格の 7 / 10 ~ 9 / 10 範囲内で設定

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times \underline{97\%} + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ & \quad + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 1.08 \end{aligned}$$

↑

(旧)

予定価格の 7 / 10 ~ 9 / 10 範囲内で設定

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times \underline{95\%} + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ & \quad + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 1.08 \end{aligned}$$

- (2) 建設コンサルタント等業務に係る低入札価格制度における「調査基準価格」、「最低制限価格」及び「失格判断基準価格」の算定式について、別紙のとおり算入率を引き上げ、「土木関係コンサルタント業務（一般管理費等を用いない場合）」の追加及び「複数の業務区分を含む業務」の追記をします。

### 2 対象業務

- (1) 上記 (1) については、競争入札に付す予定価格 1,000 万円以上の工事  
(2) 上記 (2) 「調査基準価格」は総合評価落札方式により競争入札に付す測量業務及び土木関係のコンサルタント業務。「最低制限価格」は競争入札（総合評価落札方式を除く）に付す測量業務及び土木関係のコンサルタント業務。「失格判断基準価格」は土木関係のコンサルタント業務（一般管理費等を用いない場合）。

### 3 開始時期

平成 30 年 1 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。

## 1. 業務委託（建設コンサルタント等業務）の最低制限価格及び調査基準価格

(新)

業務ごとに下表の①から④までの合計額（複数の業務区分を含む業務については、業務区分ごとに合計した額の合計額をいう。）に100分の108を乗じて得た額。

ただし、予定価格の6/10～8/10（地質調査業務にあつては、2/3～8.5/10）の範囲内で設定

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額× <u>4.8/10</u>	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	技術料等経費の額× 6/10	諸経費の額×6/10	特別経費の額
土木関係のコンサルタント業務 <u>（一般管理費等を用いる場合）</u>	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額× <u>4.8/10</u>	直接経費の額
<u>土木関係のコンサルタント業務</u> <u>（一般管理費等を用いない場合）</u>	<u>直接人件費の額</u> <u>（又は直接調査費）</u>	<u>諸経費の額×6/10</u>	<u>—</u>	<u>直接経費の額</u> <u>その他実費の額</u>
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額×9/10	解析等調査業務費の 額×8/10	諸経費の額×4.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額× 4.5/10	直接経費の額

↑

(旧)

業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の108を乗じて得た額。

ただし、予定価格の6/10～8/10（地質調査業務にあつては、2/3～8.5/10）の範囲内で設定

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額× <u>4.5/10</u>	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	技術料等経費の額× 6/10	諸経費の額×6/10	特別経費の額
土木関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額× <u>4.5/10</u>	直接経費の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額×9/10	解析等調査業務費の 額×8/10	諸経費の額×4.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額× 4.5/10	直接経費の額

## 2. 業務委託（建設コンサルタント等業務）の失格判断基準価格

(新)

業務ごとに下表の①から④までの合計額 (複数の業務区分を含む業務については、業務区分ごとに合計した額の合計額をいう。) に 100 分の 108 を乗じて得た額。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額 × 8.5/10	諸経費の額× 4/10	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 × 8.5/10	技術料等経費の額× 6/10	諸経費の額× 6/10	特別経費の額
土木関係のコンサルタント業務 <u>(一般管理費等を用いる場合)</u>	直接人件費の額 × 8.5/10	その他原価の額× 9/10	一般管理費等の額× 3/10	直接経費の額
<u>土木関係のコンサルタント業務</u> <u>(一般管理費等を用いない場合)</u>	<u>直接人件費の額</u> <u>(又は直接調査費)×</u> <u>8.5/10</u>	<u>諸経費の額× 6/10</u>	<u>—</u>	<u>直接経費の額</u> <u>その他実費の額</u>
地質調査業務	直接調査費の額 × 8.5/10	間接調査費の額× 9/10	解析等調査業務費の 額× 7.5/10	諸経費の額× 4/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額 × 8.5/10	その他原価の額× 9/10	一般管理費等の額× 3/10	直接経費の額

↑

(旧)

業務ごとに下表の①から④までの合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額 × 8.5/10	諸経費の額× 4/10	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 × 8.5/10	技術料等経費の額× 6/10	諸経費の額× 6/10	特別経費の額
土木関係のコンサルタント業務	直接人件費の額 × 8.5/10	その他原価の額× 9/10	一般管理費等の額× 3/10	直接経費の額
地質調査業務	直接調査費の額 × 8.5/10	間接調査費の額× 9/10	解析等調査業務費の 額× 7.5/10	諸経費の額× 4/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額 × 8.5/10	その他原価の額× 9/10	一般管理費等の額× 3/10	直接経費の額